

「～ハンセン病回復者・そのご家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」

ハンセン病問題を正しく理解しましょう

偏見や差別をなくすために



「新緑の溪谷」

菊池恵楓園絵画クラブ金陽会 提供

——「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」——

公布：2008年（平成20年）6月18日 法律第82号

施行：2009年（平成21年）4月1日

改正：2019年（令和元年）11月22日 法律第56号

【基本理念】

1. ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
2. ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
3. 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

「国及び地方公共団体の責務」

1. 国は、前条に定める基本理念にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2. 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

Q ハンセン病はどんな病気ですか？

A ハンセン病は「らい菌」による感染症です。

1873年(明治6年)に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。「らい菌」は人に発症させるという点からは、とても弱い菌です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、治療を早期に行うことで、知覚障がい(痛みや温度感覚等がなくなること)、運動障がいなどは起こりません。

人々が生活するなかで、誰でも「らい菌」に触れる可能性はありますが、個人の免疫力や栄養事情によって、発症する人、発症しない人がいます。

現在では、衛生状態が良く、上下水道が整備されている先進国においては新規感染者はほとんど発生していません。日本国内においても新規患者発生数は毎年約数名です。(母国で感染していた外国人が来日した後、発症するケースがほとんどです。)

また、感染力や症状の重さなど、総合的な観点から分類されている「感染症法※」の対象疾患には含まれておらず、また、遺伝することはありません。

※「感染症法」…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)

Q ハンセン病は治るのですか？

A ハンセン病は治ります。

1943年(昭和18年)にアメリカで「プロミン」という治療薬が発表されました。その後、日本でも製造できるようになり、さらにいくつかの薬剤を組み合わせた多剤併用療法(Multi Drug Therapy、略してMDT)により、ハンセン病は治る病気となりました。また、仮にハンセン病に感染しても自然治癒することもあります。

治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく、保険診療が適用される外来治療で治すことができます。

このため、ハンセン病の早期発見と早期治療が出来るよう、ハンセン病に対する十分な知識を持った医療従事者の育成が重要となります。



MDT
WHO※配布治療薬
(国立ハンセン病資料館提供資料)

※World Health Organization: 世界保健機関

Q 偏見や差別があるのはなぜですか？

A 隔離政策などにより、社会の中に「怖い病気」として定着したからです。

明治になり、諸外国から文明国として患者を放置していると非難をあびるのではないかと考えた政府は、ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとるようになりました。患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることで、「国が法律までつくって、隔離するのだから、ハンセン病は感染しやすい怖い病気」という考えが広まりました。

また、治療薬が使用されるようになるまでは、発病すると病気が進行することが多く、皮膚感覚の喪失、四肢・顔面等のマヒ、変形などの症状から不治の病であるとか、発病が一定の家族内に多く遺伝する病気と誤解されていたことなども差別されてきた理由にあげられます。



「隔離政策の象徴」といわれる
菊池恵楓園のコンクリート堀

Q 隔離政策によって、どんなことが行われたのですか？

A 人権を侵害する次のようなことが行われました。

- ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が官民一体となって行われました。
- ハンセン病療養所内において、退所も外出も許可されず、職員不足などを補うため、看護、耕作などの作業(患者作業)を強いられました。
- 療養所長に懲戒検束権(療養所内の司法権・警察権)が与えられ、療養所内に監禁室が設置されました。
- 療養所内において、結婚の条件としての断種や、人工妊娠中絶が行われたりしました。
- 家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。



旧監禁室

熊本におけるハンセン病患者救済のはじまり

〈ハンナ・リデルによる回春病院の創設〉

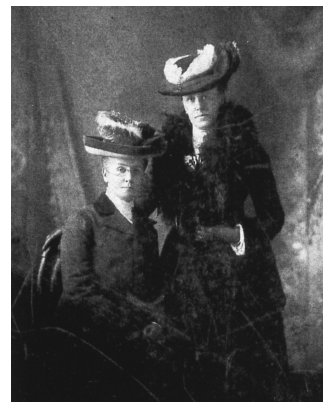
イギリスから宣教のため熊本に来たハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受け、少しでも患者たちを救いたいという思いから、1895年(明治28年)、熊本市黒髪に回春病院を開設しました。

リデルは、日露戦争の後に財政難になると、上京し、有力者に協力を求めて回りました。

こうしたリデルの行動は、大隈重信や渋沢栄一など当時の政財界人を動かし、ハンセン病問題に国が取り組むきっかけとなりました。

1932年(昭和7年)にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。しかし、時局の悪化に伴って回春病院の経営は困難となり、1941年(昭和16年)に閉鎖されました。

病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が、現在『リデル、ライト両女史記念館』となっています。



ハンナ・リデル(1855～1932) (写真:右)
エダ・ハンナ・ライト(1870～1950) (写真:左)

〈ジャン・マリー・コール師による待労院の創設〉



ジャン・マリー・コール師
(1850～1911)



5人のシスター

布教のため熊本に来たパリ外国宣教会のフランス人カトリック司祭コール師は、布教の傍ら、本格的にハンセン病患者の救済を始めました。1898年(明治31年)、コール師の要請で、マリアの宣教者フランシスコ修道会から派遣された5人のシスターが来熊し、患者の救済を開始しました。これが待労院の創立とされています。

その後、国の隔離政策に基づく患者の強制収容に伴い、私立である待労院への入院患者も増加しました。しかし、戦後、治療薬が使用されるようになると、病気が治り社会復帰する人や他の療養所へ移る人が増え、近年では、高齢化が進み、入所者数は減り続けていました。

待労院診療所は、2013年(平成25年)1月に閉所となりました。

菊池恵楓園の沿革

菊池恵楓園は、我が国初めてのハンセン病患者に関する法律「癩(らい)予防ニ関スル件」(1907年(明治40年)制定)に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所のひとつとして、1909年(明治42年)、九州七県連合立第五区九州癩療養所の名称で開設されました。

1941年(昭和16年)に、運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」と改称されました。

強制隔離政策のもとで、ハンセン病患者の強制収容が行われ、特に1951年(昭和26年)の1,000床拡張工事完了後、入所者数は急増し、1958年(昭和33年)には1,734人に達しました。

1943年(昭和18年)、米国で開発されたプロミン治療で病気が治るようになりました。その後、治療法も改善され、入所者は減少の一途をたどりました。

2024年(令和6年)5月1日現在、入所者数127人、平均年齢87.5歳とされています。

2008年(平成20年)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定後は、療養所の土地や施設が地域住民等へ開放され、地域社会から孤立することがないように、2012年(平成24年)2月に園内に「かえでの森こども園」が開設されました。2019年(令和元年)7月には、全国唯一のハンセン病患者専用刑務所であった菊池医療刑務所支所跡が解体され、2021年(令和3年)には、その跡地に合志市立合志楓の森小学校・中学校が開校しました。



菊池恵楓園の全景(2021年(令和3年)11月撮影)
(敷地面積:59.1ha(東京ドームの約13倍))
国立療養所菊池恵楓園歴史資料館収蔵資料

熊本県における「無らい県運動」の検証

本県では、地方自治体として、「無らい県運動」と称されるハンセン病隔離政策に、過去の歴史の中でいかに関わってきたかを検証し、記録の作成を行うため、2011年(平成23年)1月に学識経験者、菊池恵楓園入所者代表等で構成する「熊本県「無らい県運動」検証委員会」を設置しました。その検証結果をとりまとめた報告書とその概要版が、2014年(平成26年)10月に完成しました。

報告書では、県に対して、検証から導き出される教訓が生かされ、実現されるようにその道筋を明らかにするための委員会設置が提言されました。県では、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を設置し、2020年(令和2年)1月に啓発等の基本的方向をとりまとめ、引き続き、取組の検証を行っています。

国の強制隔離政策の一環として、県が主導した「無らい県運動」について、正しく理解してもらい、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、報告書をハンセン病問題の普及啓発、人権教育に積極的に活用し、偏見や差別のない社会の実現を図ります。



報告書(右)と概要版

※「無らい県運動」

「無らい県」とは、文字通り、ハンセン病患者がいない県、すなわち、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなかった県を意味する。

昭和6年「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてから広く使用されるようになった。「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込んだ官民一体となった運動。

熊本県ホームページから報告書、概要版をダウンロードできます。

熊本県「無らい県運動」検証委員会

検索

ハンセン病問題に関する主な出来事

年 表	
1873(明治6)年	ハンセン医師がらい菌を発見
1895(明治28)年	ハンナ・リデルが私立回春病院(熊本市)を開設
1898(明治31)年	コール師が私立待労院を開設
1907(明治40)年	「 らい予防二関スル件 」制定
1909(明治42)年	公立療養所開設(全国5ヶ所) 熊本に、九州癩療養所開設
1931(昭和6)年	「 らい予防法 」制定
1940(昭和15)年	本妙寺事件
1943(昭和18)年	米国で新薬「プロミン」の効果発表
1951(昭和26)年	菊池事件
1953(昭和28)年	「 らい予防法 」制定
1954(昭和29)年	黒髪校事件
1960(昭和35)年	WHO(世界保健機関)が外来治療を勧告
1981(昭和56)年	WHOがMDT(多剤併用療法)を最善の治療法として勧告。MDTの登場により容易に治療ができるようになった。
1996(平成8)年	「 らい予防法の廃止に関する法律 」制定
1998(平成10)年	熊本地裁に、星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13人が、「 らい予防法 」 違憲国家賠償請求訴訟 」を提起
2001(平成13)年	国賠訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決、国は控訴せず判決確定(5月) 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定(6月) 和解に関する基本合意書締結(7月) 熊本県が療養所退所者に対する県営住宅への優先入居制度を実施(12月)
2002(平成14)年	厚生労働大臣名で新聞紙上に謝罪広告掲載(3月) 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業開始(4月)
2003(平成15)年	ホテル宿泊拒否事件 (11月)
2005(平成17)年	ハンセン病市民学会設立(5月)
2008(平成20)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定(6月)
2009(平成21)年	「菊池恵楓園将来構想」策定(10月)
2014(平成26)年	熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書完成(10月)
2015(平成27)年	熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置(3月)
2019(令和元)年	「 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 」で、熊本地裁は原告勝訴の判決(6月)、国は控訴せず判決確定(7月) 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一部を改正する法律」施行(11月)
2020(令和2)年	「 菊池事件国家賠償請求訴訟 」で、熊本地裁は請求を棄却、同時に特別法廷の違憲性を指摘(2月) りんどう相談支援センター開設(4月)
2021(令和3)年	旧菊池医療刑務支所跡地に合志市立合志楓の森小学校・中学校開校(4月)
2022(令和4)年	菊池恵楓園歴史資料館がオープン(5月)
2023(令和5)年	「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」報告書作成(3月)
2024(令和6)年	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の一部を改正する法律」施行(6月)

「**らい**予防二関スル件」制定

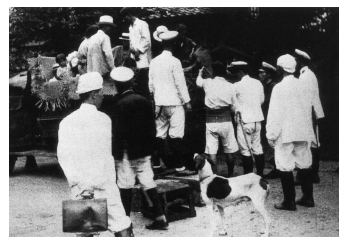
放浪するハンセン病患者を、ハンセン病療養所に入所させるための法律。

「**らい**予防法」制定

この法律の制定により、日本中のすべてのハンセン病患者を、療養所に隔離できるようになった。この法律制定の後、官民一体となってすすめられた「無らい県運動」により、ハンセン病をすべてなくそうという「強制隔離によるハンセン病絶滅政策」が広まった。

本妙寺事件

熊本県は、九州療養所の協力の下、本妙寺周辺にあったハンセン病患者集落から157人を強制収容し、全国の療養所に分散した。



収容され、療養所へ送られるハンセン病患者

菊池事件

熊本県内で起きた殺人事件で、県の調査に対して被害者からハンセン病患者と報告された男性が殺人容疑で逮捕された。死刑判決を受けた被告は上告し、全国ハンセン病患者協議会を中心に救援運動が行われたが、昭和37年、死刑が執行された。平成29年8月にハンセン病回復者6人が熊本地裁に『菊池事件国家賠償請求訴訟』を提訴した。

「**らい**予防法」制定

「**らい**予防法」を一部作り直した法律。「強制隔離」「懲戒検束権」などはそのまま残っていた。このほか、療養所入所者の外出禁止などが規定されていた。

黒髪校事件

菊池恵楓園入所者の子供たちの保育施設「竜田寮」児童の通学に黒髪小学校のPTAが反対した。事件後、竜田寮は閉鎖され、子供たちは各地の養護施設等へ分散された。

「**らい**予防法の廃止に関する法律」制定

90年に及ぶ隔離政策を廃止。法律の見直しが遅れたことについて、厚生大臣が謝罪した。

「**らい**予防法」**違憲**国家賠償請求訴訟

遅くとも昭和35年以降においては、ハンセン病は、隔離政策を用いなければならないほどの特別な疾患ではなく、すべての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われていた。厚生省は、隔離政策の抜本的な変換等をする必要があったが、新法廃止まで、これを怠ったため、この点につき、違法性及び過失があると認めるのが相当であると平成13年5月に熊本地裁判決が出た。

ホテル宿泊拒否事件

熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、ホテルが、菊池恵楓園入所者という理由で宿泊を拒否した。

わたしたちにできることは何でしょうか？

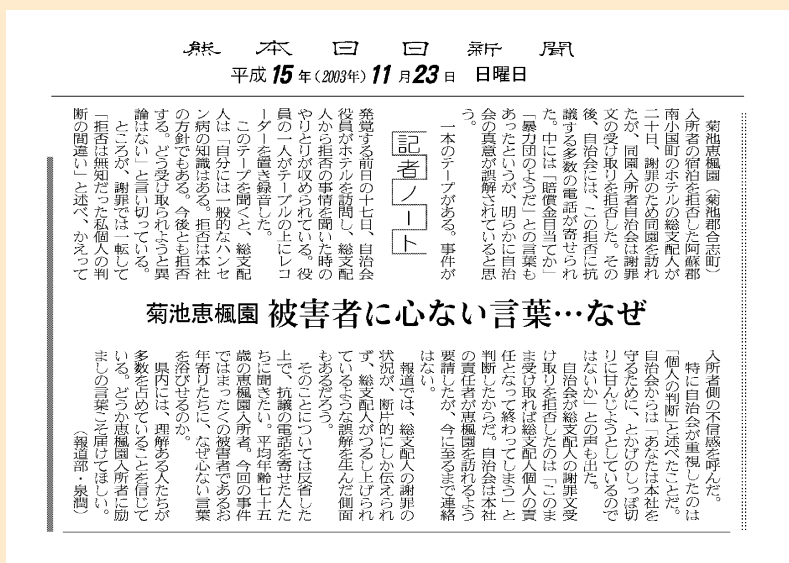
ーハンセン病問題について、正しく理解することー

それが、偏見や差別をなくす第一歩です。

私たちは、他人事としてではなく、自分自身のこととして受けとめながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

2003年(平成15年)11月に熊本県内で発生したホテル宿泊拒否事件では、まったくの被害者である菊池恵楓園入所者自治会などに、多くの抗議や中傷の手紙などが寄せられました。

私たちは、現在も故郷に帰れない回復者の方、そして回復者の家族であることを明かせない御家族の方が多くいらっしゃるという現実を目に向け、正しくハンセン病問題について知る必要があるのではないのでしょうか。



熊本日日新聞 2003年(平成15年)11月23日付け

菊池恵楓園歴史資料館でハンセン病問題について学ぼう

2022年(令和4年)5月13日に、ハンセン病の歴史や入所者の人生を後世に伝えるための施設として、菊池恵楓園内に歴史資料館が開設しました。資料4万点を収蔵しており、視覚的にハンセン病問題を学べるように映像と写真を豊富に展示されています。

訪問し、ハンセン病問題や偏見・差別について「自分事」として考えてみてください。



入所者の手の彫刻「生きた軌跡」



「隔離の壁」に上映されるガイダンス映像



生活資料展示



絵画クラブ金陽会の絵画等、入所者文化活動の展示

全国のハンセン病療養所

全国には13の国立療養所と1つの私立療養所があり、720の方が暮らしています。そのうち、熊本県出身の方は39人です。

平均年齢は90.1歳で、既にハンセン病は治癒していますが、多くの方がハンセン病の後遺症として身体に障がいが残っているため、依然としてハンセン病患者であるという誤解が払拭されていない、という現状があります。

(2024年(令和6年)5月1日現在)



○ハンセン病問題についてさらに詳しく知りたい方へ

菊池恵楓園内にある歴史資料館で、ハンセン病問題や菊池恵楓園の歴史を学ぶことができます。

開館時間: 午前9時00分～午後4時30分

休館日: 月曜(月曜が祝日の場合開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

入館料: 無料

お問い合わせ先

住所: 〒861-1113 熊本県合志市栄3796(国立療養所菊池恵楓園内)

電話: 096-248-1136



○ご相談は「りんどう相談支援センター」へ

ハンセン病元患者ご家族を対象とした補償金の厚生労働省への請求が、2029年(令和11年)11月21日までとなっています。熊本県では、りんどう相談支援センターにて、請求手続きの支援や回復者・ご家族の相談もお受けしています。その他、ホームページにて啓発事業の情報もお知らせしています。
(※県の委託を受けて、一般社団法人熊本県社会福祉士会が運営)



熊本県・熊本県社会福祉士会 / ハンセン病問題相談・支援センター

りんどう相談支援センター
TEL 096-365-7606



開所日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00 休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
ホームページ <http://kumarindou-csw.com/> メール soudan@kumarindou-csw.com

厚生労働省ホームページのハンセン病に関する情報ページに国のハンセン病対策や『ハンセン病元患者家族に対する補償金制度』などが掲載されていますのでご覧ください。

厚生労働省 ハンセン病

検索

発行/熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

TEL 096-333-2210 FAX 096-383-0498

熊本県ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/>

2025年(令和7年)2月発行